

当面の本市の取り組みについて

本部長

国による新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」、これに基づく第12期時短要請等の宮城県の対策を受け、本市において以下の取り組みを実施。

1 市民、事業者への周知、呼び掛けの強化

- ・まん延防止等重点措置適用、県・市独自の緊急事態宣言について市民への周知を強化・継続
- ・混雑した場所への外出を半減するため、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛を呼び掛け
- ・特に営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等及び要請施設等にみだりに入りしないよう呼び掛け
- ・感染対策が徹底されていない飲食店等及び時短要請に応じない飲食店等の利用を厳に控えることの周知
- ・県外との不要不急の移動、特に緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域等との往来の延期・自粛を呼び掛け
- ・外出や移動の必要がある場合は、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、マスク着用・手指衛生等の基本的な感染防止対策を万全にし、「三密」や「5つの場面」、混雑する場所・時間を避けるよう呼び掛け
- ・飲酒を伴う大人数や長時間におよぶ会食・行事の自粛及び会話の際のマスク着用などの基本的な感染予防対策の徹底を呼び掛け
- ・飲食店の求める感染防止策に積極的に協力するよう呼び掛け
- ・路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対する必要な注意喚起
- ・ワクチン接種の有無に関わらず、基本的な感染防止策を徹底するよう呼び掛け
- ・少しでも体調が悪い時は、医療機関に相談し、人との接触を避け、外出を控えるよう呼び掛け

2 営業時間短縮要請および酒類の提供の停止等に関する周知

- ・まん延防止等重点措置の適用に伴う時短要請等に係る対象施設、要請内容等についての丁寧な周知

3 協力金や支援金等の事業者支援策の実施

- ・感染症拡大防止協力金及び時短要請等関連事業者支援金の円滑な支給
- ・問い合わせ専用ダイヤル、申請書作成支援窓口等を通じた丁寧な対応と制度の周知広報
- ・事業者の資金繰りや事業継続を支援する各種施策の実施

4 PCR検査等の充実

- ・高齢者関連施設等（入所系、通所系、訪問系）の職員を対象とした検査
- ・感染の拡大や感染源を早期に探知できるよう、事業所、大学等を対象としたモニタリング検査
- ・飲食店の従業員を対象とした店舗単位での検査
- ・県内に居住している方を対象にした民間事業者との連携による検査

5 市民利用施設等における感染防止対策

- ・市の事業及び施設等の取り扱いに係るガイドラインに基づき感染防止対策を継続

6 ワクチン接種の着実な推進

- ・働く世代や学生等に対する接種の推進（9月1日から毎週水曜日と木曜日に夜間接種を実施。9月15日より更に1会場を加え、計2会場で実施。）

7 全庁応援体制の継続

- ・感染状況や、保健所及び支所の業務量に応じた応援職員の配置